

令和2年度事業計画

1. 基調

我が国の経済は、自然災害や消費税の増税、輸出の減少などを受け低迷しているが、有効求人倍率は一頃より若干下がったものの引き続き高い水準にあり、内需を中心に緩やかな景気回復を持続しているものと見られている。その一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱、中東問題、加えて新型肺炎など下降リスクを含み先行き不透明な経済環境にある。

政府は、少子高齢化という構造的な課題に対処するため「人づくり革命」や「働き方改革」を優先的に取り組むとともに、国土強靱化、地球温暖化への対応、最先端技術の導入による生産性の向上を図り、持続的な経済成長の実現と財政健全化を確実なものとするとしている。

このような状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な役割を果たすトラック運送業界においては、昨年4月の働き方改革関連法の施行を受け労働環境の改善が大きな課題となった。ドライバー不足への人材確保対策、長時間労働抑制や生産性向上などへの対応や改正貨物自動車運送事業法の施行により事業者が遵守すべき事項の明確化等、より一層の適正化が求められるなど経営環境は厳しいものとなった。加えて、交通事故防止に積極的に取り組んできたにも拘らず、第一当事者となる死亡事故件数が増加する結果となった。

令和2年度は厳しい経営環境において、適正な取引環境の確立、標準的な運賃の告示制度による適正運賃の収受、SDGs（持続可能な開発目標）推進により労働環境改善など魅力あるトラック産業の構築、安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現、社会的地位向上のため諸課題の克服と公共的な使命の達成に向けた諸施策の推進を図り、トラック運送業界が健全に発展を期するよう業界をあげ積極的に諸活動を展開していくこととする。

重点事項

- (1) 「働き方改革」の実現に向けた対策及び人材確保のための諸施策の推進
- (2) 貨物自動車運送約款及び標準的な運賃の告示を踏まえた適正な運賃・料金収受の推進
- (3) 交通・労働災害事故防止及び環境・省エネ対策の諸施策の推進

2. 事業計画

(1) 経営改善・労働対策事業

経営環境の厳しいトラック運送事業において、少子高齢化により労働力人口が減少するなかドライバーの有効求人倍率が2倍を超え、若年労働力の確保と定着率の向上が課題であることから、ホワイト物流を推進するとともに取引環境の適正化や長時間労働の抑制、労働環境の改善「働き方改革」に取り組み、輸送の効率化並びに生産性向上を図るものとする。併せて、国土交通省並びに厚生労働省等と連携した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」に参画し、取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの普及と実現可能な対応策を検討する。また、「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の普及促進を図る。

他方、人材確保を図るため「健康経営」や「高校生等を対象としたインターンシップなど

職場体験研修会の開催、実業高校担当教員への周知など業界の広報活動と就職支援対策を推進するものとする。

標準貨物自動車運送約款が改正され、また標準的な運賃が告示されることとなり適正取引の環境が整備されたものの、ドライバー不足や燃料価格の高止まりが不透明感を増すなか、輸送コストの把握、燃料サーチャージ、運送状等契約の書面化の推進や適正運賃・料金の收受について荷主に理解を求めるとともに、原価意識の向上と、K P I（重要業績評価指標）の導入の推進を図り、生産性向上と経営基盤の安定に繋げるものとする。

加えて経営安定を図るため、人材化確保の準中型運転免許・大型運転免許等の取得助成、荷役作業等業務関連資格の取得等に対する支援の助成事業を継続実施する他、経営基盤強化のため新型コロナウイルス対策を含めた運転資金等利子補給事業、信用保証料の助成事業、設備投資等に係る近代化基金融資事業等の助成事業を実施する。その他、労務関係セミナーや生産性向上セミナーの開催など、経営基盤の強化や労働環境の改善に資する事業を推進する。

（２）交通・労災事故防止対策事業

「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標達成に向け、事業用トラックの第一当事者とする死亡事故件数を車両台数一万台あたり「1.5」以下とするため、重大事故発生の多くを占める追突及び交差点における事故防止対策の徹底を図り、交通事故ゼロと飲酒運転ゼロを目指すものとする。

ドライバーの高齢化が進む状況において、健康に起因する事故防止を支援するため点呼時の健康管理の徹底、視力計の活用や適性診断受診促進、健康診断や脳・心疾患予防検査への助成、睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査の受診促進助成を引き続き推進するとともに、メンタルヘルス対策の強化について普及促進を図るなど、過労死防止対策を推進し、健康経営の推進に努める。また、荷役作業に伴う墜落・転落等の労働災害防止に資するため、引き続き陸上貨物労働災害防止協会静岡県支部と連携し、関係法令の遵守並びに各種啓発活動を積極的に展開する。

加えて、ドライブレコーダ、EMS（エムドライブ・マネジメント・システム）機器、後方・側方視野支援装置などハード面の普及促進を図り事故防止に努めるため助成を充実する。

その他、安全運転コンクール、ドライバーコンテスト、児童・生徒・高齢者を対象とした交通安全教室（DVDの活用を含む。）や街頭広報、交通労災事故防止セミナーの開催等を本部・支部・分室を通じ事故防止活動を実施し、交通・労災事故防止を推進する。

（３）総合物流対策事業

トラック運送事業経営の健全化を推進するには、これまでに施行された「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」に加えて、「標準的な運賃の告示制度」の内容を積極的に広報するなど、改正貨物自動車運送事業法施行に伴う省政令の周知を図るものとする。一方、自動車関係諸税の簡素化並びに負担軽減や新たな負担等への対応、高速道路の積極的な活用による円滑な運行を確保するための通行料金、大口・多頻度割引最大50%制度の堅持及び割引制度の拡充及び重要物流道路における機能効果の推進、高速道

路ネットワークの整備推進及びミッシングリンクの解消、労働環境の改善のためのS A・P A及び道の駅等における駐車スペースの確保・拡充など全日本トラック協会と連携を図りながら要望活動等を展開する。

また、静岡県における渋滞個所の緩和、道路ネットワークの推進強化、市街地における貨物集配中の車両にかかる駐車規制の見直しなど要望活動を展開する。

その他、特殊車両に係る法令遵守やETC2.0を活用した物流対策等の講習会の開催、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保の推進、引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上、自動運転・隊列走行、ダブル連結トラックやスワップボディ、IT化の推進、新技術を活用した効率化や中継輸送の情報提供など、業界の社会的地位の向上のための事業を推進する。

(4) 環境対策事業

交通環境対策としてSDGsの目標(省エネ・つかう責任・気候変動等)によるCO2削減を図るため、先進環境対応型ディーゼルトラック、天然ガス等低公害車など環境対応車導入の普及促進のための補助、エコタイヤの導入、アイドリングストップやエコドライブの推進、グリーン経営及びエコアクション2.1認証の新規取得及び継続更新の促進など、地球温暖化防止対策を推進するため補助事業を継続実施する。低炭素化に取り組むとともに社会との共生を図り、環境にやさしいトラック輸送の実現のための諸活動を展開する。

また、引き続き地球温暖化防止対策の一環として周智郡森町における「トラックの森」づくり事業やポイ捨て防止活動、道路清掃活動等社会環境の保全に取り組むものとする。

(5) 貨物自動車運送適正化事業

貨物自動車運送事業者の適正な経営環境を図るため、貨物自動車運送事業法第39条に基づき、業界内の輸送の安全を阻害する行為の防止及び輸送秩序の確立並びに事故防止を図る観点から関係行政庁との連携を密にし、「悪貨が良貨を駆逐することが無いよう」地方適正化事業実施機関として法に定められた巡回指導業務を適正かつ確実に実施する。

併せて、貨物自動車運送事業法や労働関係法令の改正等の周知及び巡回指導の結果に応じたフォローアップ講習や社会保険未加入事業者、総合評価の低い事業者及び悪質性の高い違反行為には速報制度を活用するなど事業の適正化の強化を図り、業界の資質向上に努める。

また、輸送の安全確保のための監査方針や行政処分基準等が厳格化するなか、運輸安全マネジメントの積極的な推進、安全性評価制度による優良事業所認定(Gマーク制度)の取得促進と社会でのGマーク制度の認知度の向上を図るための広報活動や荷主に貨物自動車運送事業法等関連法の理解を求める啓発活動を展開する。

(6) 研修事業

中小零細企業が大半を占める当業界において、ドライバーの確保や定着など業界の人材不足や輸送需要の高度化・多様化への対応が課題となっている。このため、企業経営者、管理者、従業員の各クラスに応じた質的向上と社会的責務の遵守、次代を担う後継者、更には女性の活用並びに新規雇用された者に対する人材の養成及び育成が必須となっている。

このことから、従来の研修内容の見直しを図り、経営者・管理者研修、法に基づく新規雇
用者の研修、人材の確保と定着並びに新人・若年・高齢者ドライバー等研修など各クラスに
参加しやすい会場を設置するとともに実践的研修の充実を図り、業界の発展を期するもの
とする。

(7) 広報事業

トラック運送事業の果たしている役割と重要性について制作した DVD を YouTube や HP
に掲載するとともに TV・ラジオ等を活用した CM、イベント等を通じた広報を実施する。
また、業界の抱えている労働力不足や長時間労働や低賃金など労働環境の改善に向けた課題、
法令遵守による社会的地位の向上及びイメージアップのほか業界の主張など、社会貢献事業
や消費者対策事業を含めトラック輸送についての確な理解を求める広報活動を実施し、働き
甲斐のある業界として社会に正しい理解と協力を求める活動を多面的に展開する。

(8) 災害対策事業

大規模な自然災害や予想される南海トラフ巨大地震をはじめとする災害時の緊急輸送に
対応するため、県並びに国土交通省及び市町等関係機関と連携を図り、要請に応えられるよ
う本部・支部・分室の緊急輸送体制の整備を図る。併せて、大規模災害時における営業用ト
ラックによるライフライン機能を維持し的確に責務を果たすため防災関係機関と連携した
緊急物資輸送訓練を実施するとともに、物流専門家の育成と災害時における派遣について検
討を行う。

加えて、県の指定地方公共機関として新型インフルエンザ及び家畜伝染病発生時における
緊急輸送要請に応えられるよう体制整備を図るとともに BCP の重要性を周知する。

(9) 協会施設整備事業

会員事業者及び従業員の教育研修、利用者への輸送相談所、また、緊急物資輸送施設とし
ての地域拠点化を図るため、サービスセンター等の関係施設を維持する。

以上のほか当業界の発展に寄与すべく所要の事業を推進する。